

鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市白兔周辺地域魅力創造事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、白兔周辺地域（道の駅神話の里白うさぎ、白兔海岸等の鳥取市白兔における観光スポット・ジオサイトを中心とした地域及びその周辺地域をいう。以下同じ。）において新たな魅力創造につながる施設整備など受入環境の充実や情報発信等を支援することにより、観光拠点としての磨き上げを行い、本市の観光振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、白兔周辺地域魅力創造会議とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、白兔周辺地域における観光客の受入環境の充実につながる施設整備、誘客イベントの開催、情報発信その他白兔周辺地域の魅力創造につながる事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、委託料、備品購入費、印刷製本費、消耗品費、工事請負費、謝金、手数料、雑役務費その他補助事業の実施に直接必要と認められる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の総額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の着手前に行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業計画書（様式第1号）

(2) 収支予算書（様式第2号）

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に定める実績報告は、補助対象事業の完了、中止又は廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

(1) 事業報告書(様式第1号)

(2) 収支決算書(様式第2号)

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条第4号の市長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具に該当するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第7条、第10条関係)

事業計画(報告)書

1 補助事業名 白兔周辺地域魅力創造事業

2 事業(予定)期間 開始 年 月 日

終了 年 月 日 (日間)

3 事業計画(実績)

(1) 具体的内容

(2) 事業の効果

4 事業実績証明書類(写真、図面等) 事業報告書に限り添付

様式第2号(第7条、第10条関係)

収支予算(決算)書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		

(支出の部)

(単位:円)

科 目	本年度予算(決算)額	摘 要
計		